

## 船舶事故調査報告書

令和2年10月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年2月2日 08時15分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市岩屋港東方沖 岩屋港北防波堤東灯台から真方位105°750m付近 （概位 北緯34°35.3′ 東経135°01.8′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>カナエンタ</sup> KA-NAENTAは、南西進中、また、プレジャーボートツカサは、漂泊中、両船が衝突した。 ツカサは、同乗者2人が負傷し、左舷中央部外板の破口等を生じ、また、KA-NAENTAは、船首材に破損を生じた。
事故調査の経過	令和2年2月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート KA-NAENTA、3.2トン 280-43531和歌山、株式会社EXERT RISE 7.81m(Lr)×2.66m×1.60m、FRP ガソリン機関、220.70kW、平成24年1月 B プレジャーボート ツカサ、5トン未満 260-32789兵庫、個人所有 6.34m(Lr)×2.35m×1.06m、FRP ガソリン機関、84.60kW、平成6年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 40歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年12月25日 免許証交付日 平成27年7月3日 （令和2年7月2日まで有効） B 船長B 男性 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年5月19日 免許証交付日 令和元年6月24日 （令和6年8月3日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（同乗者2人）

<p>損傷</p>	<p>A 船首材に破損 B 左舷中央部外板に破口を伴う割損、操舵室ガラス及びオーニングに破損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 潮汐 上げ潮の末期 潮流 南東流から北西流への転流時（岩屋港沖）</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人等である同乗者4人を乗せ、釣りの目的で明石海峡に向け、令和2年2月2日06時30分ごろ大阪府泉南市に所在するマリーナを出発した。</p> <p>A 船は、明石海峡大橋の3Pと称する橋脚付近から兵庫県淡路島の北方沖を南東方に移動しながら所々で漂泊状態とし、釣り竿を両舷にそれぞれ2本ずつ出して流し釣りを行っていた。</p> <p>船長Aは、十分な釣果がなく釣りのポイントを変えようと一旦釣りを中断し、船内に釣り道具を片付けた後、魚群探知機（以下「魚探」という。）、GPSプロッターの画面を使用して別の釣りのポイントを探す目的で、航行を開始した。</p> <p>A 船は、両舷船首部甲板上に2人（以下「同乗者A<sub>1</sub>」、「同乗者A<sub>2</sub>」という。）、左舷船尾部甲板上に1人、操舵室内の椅子に1人がそれぞれ座り、船長Aが、自ら操舵室後部で手動操舵をとり、約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南南東進していた。（図1参照）</p> <div data-bbox="582 1176 1385 1444" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 航行中のA船</p> <p>船長Aは、兵庫県淡路市岩屋港沖付近に数隻の漂泊中の釣りをしている遊漁船が見えたので周辺に釣りのポイントがあると思い、約10knの速力に減速して‘釣りを行っていた数隻の遊漁船の1隻の遊漁船’（以下「本件遊漁船」という。）から約500m離れた付近で操縦ハンドルを僅かに右に回して右転しながら、釣りを開始するポイントの探索を開始した。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>及び同乗者A<sub>2</sub>は、A船がB船に向かう状況を認めていたが、いずれ船長AがB船を避けるものと思っていた。</p> <p>A船は、船長Aが本件遊漁船、魚探及びGPSプロッターの画面を見ながら操船していたところ、08時15分ごろ船首部がB船の左舷中央部に衝突した。</p> <p>船長Aは、船首方からの声で衝突したことに気づき、同乗者の負傷</p>

状況及び損傷状況を確認後、本事故の発生を118番通報した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人等である同乗者2人を乗せ、釣りの目的で岩屋港沖へ向け、2日07時10分ごろ兵庫県明石市に所在するマリーナを出発した。

B船は、08時05分ごろ岩屋港沖に到着し、船長Bが、船首を南東方に向けて漂泊状態とし、右舷船首部に1人の同乗者（以下「同乗者B<sub>1</sub>」という。）、左舷船尾部にもう1人の同乗者（以下「同乗者B<sub>2</sub>」という。）がそれぞれの位置で釣りを開始した。（図2参照）

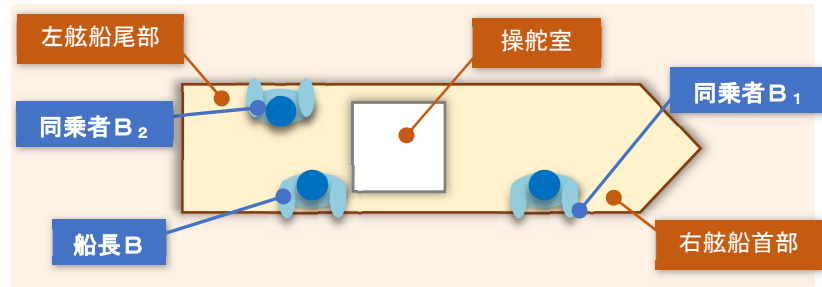


図2 漂泊中のB船

船長Bは、右舷船尾部で淡路島に向けた姿勢で右舷方に釣り竿を出して釣りを行いながら、時折、周囲を見回していたところ、左舷方約200m付近にA船を認め、A船がB船の船首方を通過して岩屋港へ向かうように見えたので、B船に向かってくることはないと思い、釣り竿の先端及び魚探を交互に見て釣りを続けた。

B船は、船長Bが、ふと左舷方を見たところ、A船が約50mに迫っていることに気づき、衝突の危険を感じ、B船には汽笛の設備がなく、B船から離れるようA船に向けて両手を振りながら大声で叫んだが、左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。

B船は、衝突の衝撃で、同乗者B<sub>1</sub>が海上に投げ出されたが自力でB船に這い上がり、また、同乗者B<sub>2</sub>が、甲板上で転倒し身体を打ち、船長Bが118番に通報するとともに救急車の手配をした。

同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>は、B船で岩屋港に搬送され、救急車で病院に搬送され、それぞれ、右下<sup>たい</sup>腿の打撲及び右顔面、頭部の打撲と診断された。

（付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照）

その他の事項

同乗者A<sub>1</sub>及び同乗者A<sub>2</sub>は、船長AがB船に気付いているものと思っていた。

船長Aは、同乗者A<sub>1</sub>及び同乗者A<sub>2</sub>が、海面上の浮遊物及びのり網等の存在を教えてくれる等、前路を見てくれていた経験があるので、釣りを開始するポイントを探す間、航行の支障のある船舶等があれば教えてくれると思っていた。

船長Bは、本事故時、A船の船首部に人がいたので、A船もB船の存在に気付いており、A船がB船を避けて航行するものと思ってい

	<p>た。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、岩屋港沖において、南西進中、船長Aが、釣りのポイントを探す目的で本件遊漁船、魚探及びGPSプロッターを見ながら航行を続けたことから、B船の存在に気付かずB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、岩屋港沖において、船首を南東方向に向けて漂流中、船長BがA船を認めた際、B船に接近する危険がないと思い、A船から目を離して釣りを続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船を認めた際、A船がB船の船首方を避けて通過するように見えたことから、B船に接近する危険がないと思ったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、岩屋港東方沖において、A船が南西進中、B船が漂流中、船長Aが本件遊漁船、魚探及びGPSプロッターを見ながら航行を続け、また、船長Bが、A船を認めた際、B船に接近する危険がないと思い、A船から目を離して釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、漂流をして釣りをする際、他船の接近を認めた場合、他船の接近に十分注意し、航行中の他船が避けてくれると思わず、直ちに音響信号で注意喚起し、航走開始するなどの避航措置を採ること。</li> <li>・ 有効な音響信号がない船舶は、汽笛を設置することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

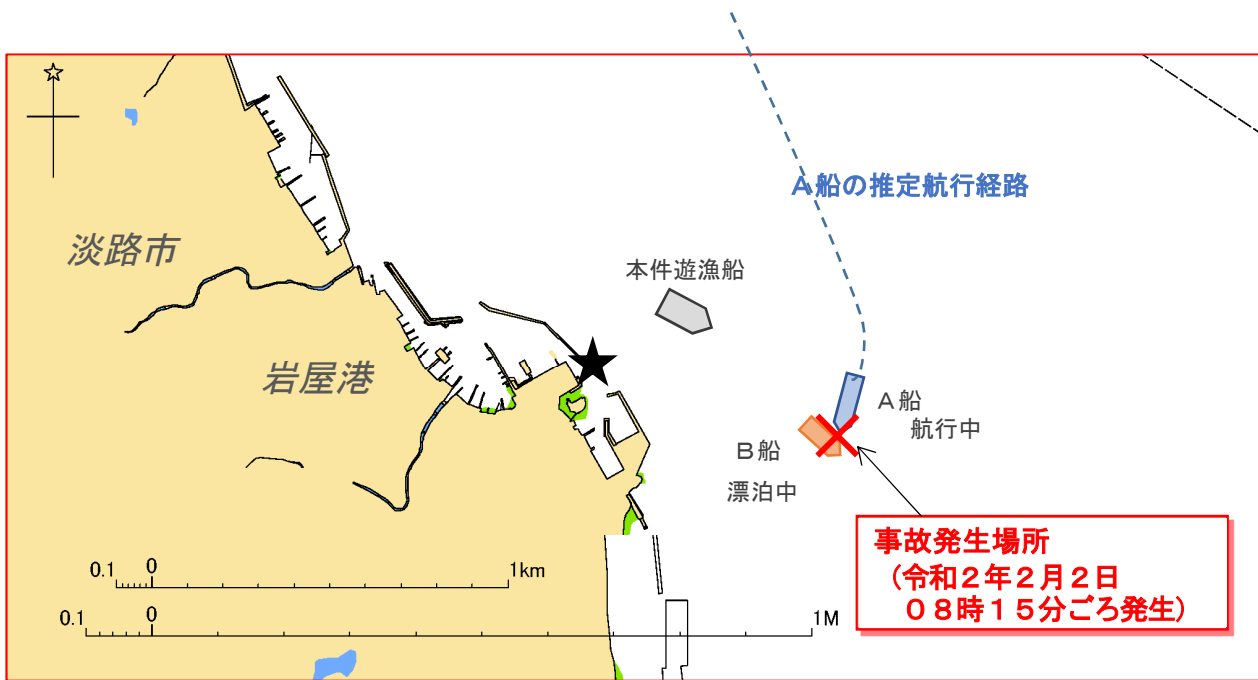
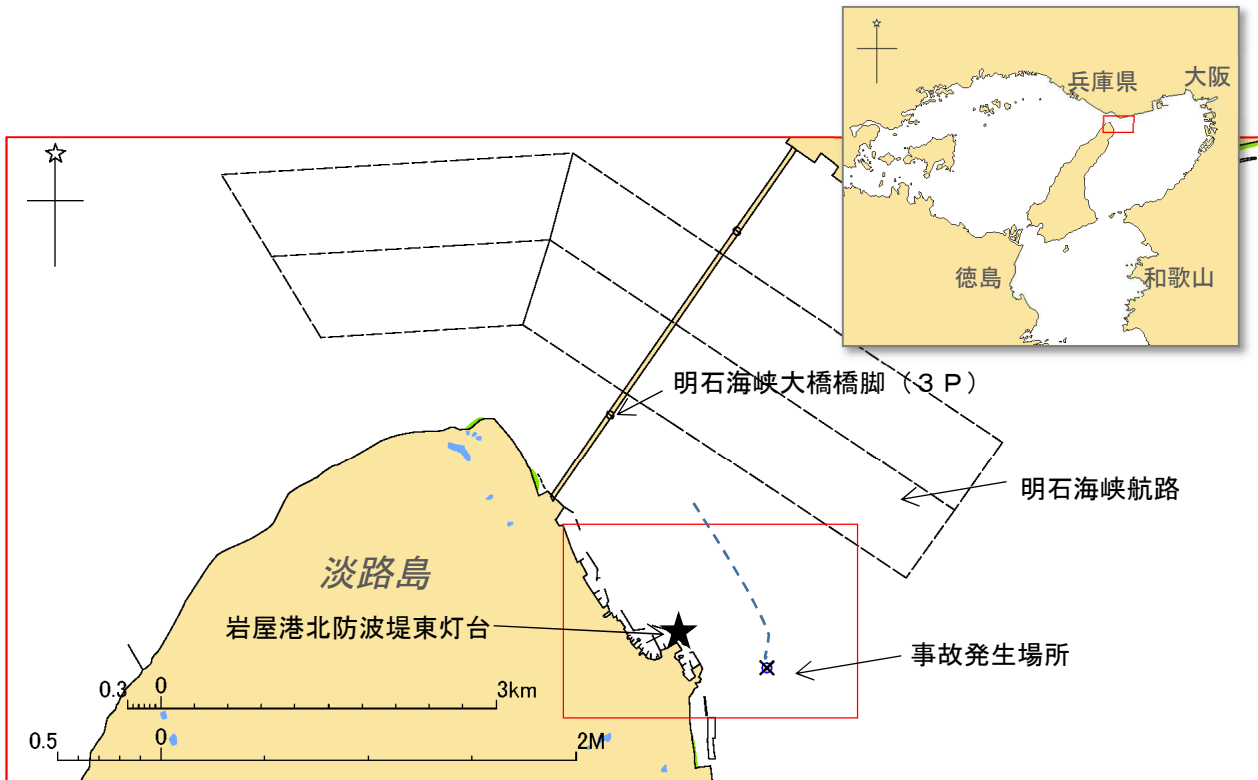


写真1 A船



写真2 B船

